

官報

号外

平成十八年十月二十四日

○第百六十五回 衆議院會議録 第九号

平成十八年十月二十四日(火曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議
○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○議長(河野洋平君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。

第四百三十七番、大阪府第九区選出議員、原田憲治君。

(原田憲治君起立、拍手)

第四百三十八番、神奈川県第十六区選出議員、亀井善太郎君。

(亀井善太郎君起立、拍手)

○議長(河野洋平君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員正森成二君は、去る十八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

正森成二君に対する弔詞は、議長において去る二十一日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもってその功勞を表彰された正森成二君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

平成十八年十月二十四日 衆議院會議録第九号

新議員の紹介 元議員正森成二君逝去につき弔詞贈呈の報告 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案の趣旨説明 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する北神圭朗君の質疑

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣甘利明君。

(國務大臣甘利明君登壇)

○國務大臣甘利明君 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

国民生活の安全、安心を確保することは、重要な国の責務であります。

他方、昨今、ガス瞬間湯沸かし器の事故などが明らかとなり、製品の安全性に関する国民の信頼が大きく揺らいでおります。

国民が日々の生活で用いる製品の安全性を確保するためには、事業者による安全な製品の製造、販売や消費者への情報提供、行政による安全性確保のための取り組み、消費者による製品の合理的な選択や使用など、事業者、行政、消費者それぞれが適切にその役割を果たすことが不可欠であります。

そのためには、危険性のある製品の製造、販売の防止はもちろんのこと、製品事故が起きてしまった場合には、事故に関する情報を社会全体で共有し、その再発を防止することが必要であります。このため、事業者に対する国への製品事故の報告の義務づけや、国から消費者への事故情報の迅速かつ的確な提供を図る仕組みを構築するべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、製造事業者または輸入事業者が重大な製品事故が生じたことを知ったときは、主務大臣に報告しなければならないこととしております。さらに、製造事業者等が報告を怠った場合には、主務大臣は、重大製品事故の情報の収集や提供のために必要な体制の整備を命ずることができることとしております。

第二に、主務大臣は、重大製品事故による危害

の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、製品の名称や事故の内容等、危険の回避に資する事項を公表することとしております。

第三に、小売事業者には製造事業者等に事故情報を通知する責務があり、また、販売事業者には製造事業者等が行う製品回収等の措置に協力する責務があることを定めております。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。北神圭朗君。

(北神圭朗君登壇)

○北神圭朗君 民主党の北神圭朗でございます。ただいま議題となりました内閣提出の消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案に関して、民主党・無所属クラブを代表して、経済産業大臣に質問いたします。(拍手)

まず初めに、背景にある製品事故について伺いたします。

最近、パロマ製ガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故や家庭用シュレッダーによる幼児の指切断事故など、大変痛ましい事故が相次いでおります。今回の改正案は、こうした事故が発生した場合に、製造事業者等に報告を義務づけるという内容になっておりますが、そもそもパロマの事故については、経済産業省は大分前から既に情報をガス事業者から知らされていたはずであります。具体的には、二十八件あった事故のうち、二十件についても報告がなされておりました。にもかかわらず、都市ガスやLPガスなど縦割りの担当ごとに情報が細分化をされ、事故の共通性と関連性が把握できなかったため、二十年という長きにわたって放置されていたのが事の真相であります。

す。その結果、この間に何の対応もなされず、残念ながら、二十一名の方が亡くなってしまっているんです。

こうした点について、パロマの一酸化炭素中毒事故に対する経済産業省の責任をどう認識しておられるのか、お伺いいたします。(拍手)

私は、何もいたずらに犯人捜しをしているわけではありません。むしろ、今申し上げた事例が示すとおり、単に政府が事故の情報を把握しさえすれば事が済むのではないということを示し上げているんです。依然として、政府が情報を断片的に処理するのであれば、幾ら報告義務が課されても、問題の本質は変わりません。やはり、事故の原因について横断的かつ継続的な分析、評価を実施することが肝要であります。実際に情報がありながらもパロマの事故への対応が極めておくれてしまったことへの反省に立ち、事故情報の分析・評価体制をどう整備していくのか、お伺いいたします。

また、重大製品事故に関する情報の多くは、当然ながら警察にも連絡が入ります。例えば、パロマの事故についても、経済産業省は、警視庁から連絡を受けて改めて過去の報告書を分析し直し、その結果、明らかにしたものであります。さらには、内閣府所管の独立行政法人国民生活センターにおいても、消費者からさまざまな情報が寄せられております。したがって、省庁の壁を乗り越えて、製品の所管省庁と警察との連携体制、さらには国民生活センターといった関係機関との連携体制を構築すべきではないでしょうか。この点についてどう認識しておられるのかについても、あわせてお伺いいたします。

次に、事故情報の報告が義務づけられる対象について質問いたします。

今回の法案においては、製造・輸入事業者に対し重大製品事故の報告を義務づける一方で、小売事業者、修理事業者、設置工事事業者についてはこうした報告義務が課されないことになっており

ます。これらの事業者については、より緩やかな形で、製造事業者等に情報を通知することに努めることを求めるものとなっております。

しかしながら、今回のパロマの事故を見ると、実は、一部には修理事業者による安全装置の改造がなされたために不完全燃焼に至り、一酸化炭素中毒事故が発生しているのです。そうだとするならば、こうした改造を実際に行う修理事業者や設置工事事業者についても報告を義務づけ、その責任を明らかにすべきではないでしょうか。何ゆえ、これらの事業者については努力規定しか設けず、報告義務を課さないことにしたのでしょ

さらに、流通のプロセスが非常に多様、複雑になっております。こうした中で、明らかに消費者により身近な存在である小売事業者、修理事業者、設置工事事業者が報告を義務づけることなく、一体政府の迅速な情報把握は可能なのでしょうか。こうした点を含め、製造・輸入事業者のみに事故報告を義務づけることとした理由と根拠について、御説明いただきたいと思

ところで、近年、規制緩和ということ、事前規制から事後規制へということが言われております。にもかかわらず、小泉政権のもとでは、事前規制の緩和を行っても、本来はあわせてやらなければならぬ市場のルールや法律を遵守させるための事後規制の整備を怠ってまいりました。

本改正案は、そういう意味では、遅きに失しているものの、製品の安全に係る事後規制の整備という位置づけができます。その必要性について異論はありませんが、今回のように国民の生命や身体に対する危害が生じる場合にあっては、事故が発生してから事後的に対応をとっても遅過ぎるんです。確かに事故の拡大は防げても、被害者にとつては取り返しのつかない状況になってしまいます。したがって、重大な製品の事故の発生が見られるような製品については、安全性を確保する観点から、製品の規格を厳格化するなど、いわ

ば事前規制の強化が必要な場合もあるのではないかと考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。(拍手)

また、製品の安全性との関連で、我が国のものづくり技術の現状についてもお伺いいたします。我が国が、工業立国、貿易立国を実現し、世界第二位の経済大国となったのは、まさにものづくり産業における高い技術水準と品質管理のおかげであります。今後も、IT革命などさまざまな構造変化に直面しつつも、こうしたものづくり産業こそが我が国経済の生命線であると言っても過言ではないのです。しかしながら、今回のパロマのみならず、最近、ソニー、トヨタ、松下電器といった国際的な企業から地元の中小零細企業に至るまで、相次いで製品事故が発生しております。これは憂慮すべき事態であり、日本のものづくりの現場は果たして大丈夫なのかと心配を強く感じざるを得ません。

この背景の一つに、労働市場の安易な規制緩和という流れの中で、非正規雇用の増加に伴って、ものづくり技術が空洞化してきていることが挙げられるのではないのでしょうか。

そもそも、ものづくりの基盤は人にあります。長期間にわたる経験と蓄積の中で、これまで諸先輩方が培ってきた技術やノウハウが後輩たちに順々に継承され、一層高度なものへと洗練、発展されてきたんです。これが我が国の強みでした。

ところが、最近、経営者はコスト削減のためにパートや派遣社員などの非正規労働者をふやしてしまっており、人材が入れかわり立ちかわり行き来しているような職場で、我が国が誇るべきたくみの伝統の連綿たる流れに断絶が生じつつあるのではないのでしょうか。幾ら同じマニュアルや同じ機械を使ったとしても、現場の人次第で製品の質が大きく異なってくることは言うまでもありません。

大局で見れば、政府そして経営者も、ここ十数年間、小さな政府、民営化、規制緩和なる旗のも

とで効率を追い求めてきました。和魂洋才の精神のもとで、こうした英米の経済、経営の考え方を国益のために活用するのは、これは大いに結構であります。しかし、同じまねるのであれば、もう少し本場の全体像、そして細部の戦略、戦術までを勉強してからまねていただきたいと切に願うところであります。(拍手)

英米両国においては、規制緩和はあくまで一手段として柔軟に行われております。逆に、国民の安全、安心を確保するためには、分野によっては、規制を強化し、のみならず、それを取り締まるために役所の権限をも拡大し、人員を増強する場合すらあるわけであり、これは決して、小さな政府に何ら矛盾することではなく、むしろ補完するものであります。

同時に、外来の制度思想を導入する場合には、我が国の伝統的価値観、思想にふさわしい形でやらなければなりません。これでは、目先の利益を追い求める余り、日本資本主義の父、渋沢栄一が論語の道徳思想に基づいて経営方針を立てたという「論語と算盤」の精神を放棄してしまったのではないのでしょうか、日本は。

周知のとおり、そもそも経済という言葉は、経済学に由来します。すなわち、国を治め、人民を救うという意味であります。つまり、効率も大事です、大事ですが、それはあくまで手段であり、経済産業政策の究極の目的は、済民、国民の生活の安心と安全を守ることにあります。

こうした民族に脈々と流れている知恵と理想を忘れ、軽々しく外来の小さな政府だの民営化だの規制緩和だのを中途半端な、軽薄な、こつけない、歪曲された形で取り入れて、明治の鹿鳴館の社交婦人のごとく踊らされている我が国の現状は、まことに目を覆いたくなるばかりであります。せっかく内閣もかわりましたので、ここ数年間はびこってきた軽佻浮薄な鹿鳴館経済学とそろそろ決別するときにやってきましたのではないのでしょうか。(拍手)

いずれにせよ、製品事故の頻発が我が国の製造業、さらには政府の経済産業政策の根本方針が抱える潜在的な問題をあぶり出していることは間違いないと考えます。こうした点を踏まえ、我が国のものづくり技術をめぐる現状をどう評価し、今後どう対応していこうとするのか、お伺いいたします。

最後に、近年、経済の国際化が急速に進展しており、我が国にも膨大な海外製品が流入しております。海外製品は、国内製品以上に品質が千差万別であります。中には余り品質のよろしくないものも含まれている可能性は、これは否定できません。国境をまたいだ製品の行き来が活発化している中で、海外製品の安全性についてどう確保されていけるのか、御説明いただきたいと思っております。

いずれにせよ、最近の製品事故の頻発は、国民の間に不安を招いております。私たち民主党は、これまでも、食品衛生法や薬事法などの改正も含めた包括的な危険情報公表法案を提出してまいりました。平成十三年の臨時国会に提出した折には、残念ながら全く議論が行われないうままに終わってしまいました。その間に今回のような事態が発生してしまっているのです。また、前回の国会において、建築物をも対象にした形で、消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報提供の促進等に関する法律案を提出しております。

いま一度、経済生活の原点に立ち返って、国民が安心して安全な生活を送れるようにすることこそが政治の果たすべき使命であります。行政に対して適切な対応を求めていくとともに、我々もまたこの問題に全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇)

○国務大臣(甘利明君) 北神圭朗議員の御質問に

お答えをいたします。

まず、パロマ工業の一酸化炭素中毒事故に対する経済産業省の責任及び事故情報の分析・評価体制の整備方針についてお尋ねでありました。パロマ工業の一酸化炭素中毒事故によって、とうとう国民の生命が多数失われたことはまことに遺憾であります。本件の対応につきましても、経済産業省としても改善を図っていかなければならないと深刻に考えております。

このために、経済産業省におきましては、製品安全に係る省内の連携体制の強化を図ったところでありました。また、事故情報の適切な分析・評価体制を強化するため、必要な体制の整備に取り組んでまいります。

今国会におきまして本改正案を一刻も早く成立させていたしまして、これを着実に実施することにより、製品安全対策に遺漏なきよう万全を尽くしてまいります。

次に、関係行政機関との事故情報に関する連携についてのお尋ねであります。

御指摘のとおり、製品事故への対応を図る上では、関係行政機関との間で密接に連携をしていくことが重要であります。

経済産業省におきましては、警察庁等の協力を得まして製品事故に係る連絡会合を開催するなど、省庁の壁を乗り越えて関係省庁と一体となった取り組みを図ることとしていたしております。

また、消費者からの情報が寄せられます国民生活センターとの連携も重要であります。内閣府と連携について検討を進めていきたいと考えております。

次に、事故報告を製造・輸入事業者のみに義務づけている理由についてのお尋ねであります。

製造・輸入事業者は、我が国の市場に最初に製品を投入する者でありまして、かつ、製品の設計、加工、組み立てや輸入行為等を通じて製品事故の原因を結果的に生ぜしめる者であります。このために、消費生活用製品安全法の全体を通

じまして、製品の安全性に関しましては製造・輸入事業者が一義的に責任を課しております。重大製品事故の報告義務についても、こうした考え方によりまして、製造・輸入事業者に義務づけを行うこととしたところであります。

なお、小売販売事業者や修理・設置工事業者につきましても、製品の安全性について一義的な責任を負う者ではないものの、消費者と直接に接し、事故情報に触れる機会が多いと考えられますことから、製造・輸入事業者への通知を行う義務を課することとしたものであります。

次に、事前規制の強化が必要な場合もあるのではないかとのお尋ねであります。

ガス用品や電気製品など消費者に危害を及ぼすおそれが多い特定の製品につきましては、関係法令によりまして、安全基準を定め、製造、輸入において当該基準を満たすことを義務づけております。

御指摘のように、消費者の安全性確保を図っていくためには、技術進歩等にに応じまして安全基準を不断に見直しをしていくことが重要だと考えております。今回のガス瞬間湯沸かし器の事故や家庭用シュレッダーの事故等を踏まえまして、これらの製品につきましては、安全基準を強化するための措置を早急に講じていくこととしていたしております。

次に、我が国のものづくり技術をめぐる現状と今後の対応についてのお尋ねであります。

製品安全の確保は、ものづくりの大前提である認識をいたしております。非正規雇用の増加や規制緩和等の進展によつて、国民の安全、安心が損なわれることがあつてはならないと考えます。

経済産業省といたしましては、技術の伝承及び製品の安全性確保等が図られていくように、積極的な取り組みをしてまいります。

最後に、海外製品の安全性をどのように確保していくのかのお尋ねであります。

海外から輸入される製品につきましても、国内

で製造される製品と同様の安全性を確保することが重要であると認識をいたしております。このために、消費者に危害を及ぼすおそれが多い特定の製品につきましては、国内での製造のみならず、海外からの輸入につきましても、その安全基準を満たすことを義務づけております。また、今回の法改正におきましても、主務大臣への重大事故の報告につきましては、国内製造事業者と同様に輸入事業者にも義務づけを行ったところであります。

これらの措置によりまして、海外からの輸入製品につきましても、国内で製造された製品と同水準の安全性を確保しまして、消費者の保護を図ってまいるところであります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 赤羽一嘉君。

(赤羽一嘉君登壇)

○赤羽一嘉君 公明党の赤羽一嘉でございます。

私は、自由民主党並びに公明党を代表し、ただいま趣旨の説明がありました消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

近年相次ぐ、生命身体に危害を及ぼす消費生活用製品の使用による事故の発生は、我が国の製造業に対する国民の不信と不安を高めております。特に、パロマ工業のガス瞬間湯沸かし器の事故のように、昭和六十年から平成十七年の二十一年間で、二十八件の一酸化炭素中毒事故により実に二十一名ものとうとう命をなくしながら、何ら対策がとられず、放置されてきたことは言語道断であり、決して看過することはできない人災であります。

かかる状況にかんがみ、我が党の太田昭宏新代表は、十月三日の衆議院本会議における代表質問において、国民生活に身近な生活用品全般の安全性に関する対応策を政府に求めたところでございます。安倍総理からは、国民の安全を確保することは政府の基本的な責務であり、政府として、国

民生活に身近な製品の事故の再発防止に向けて取り組んでまいりたいとの答弁がなされ、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案の今臨時国会での提出方針が示されたのでございます。

この方針のもと、今般提出された本改正案は、一連の事故の教訓、つまり、事故発生に関する行政への報告がなかったために事故に関する情報を共有することができず、さらなる被害を拡大させてしまった点を教訓とし、死亡、身体欠損、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災などの重大事故の報告を製造業者並びに輸入業者に義務づけるとともに、消費者に対して必要な情報を速やかに公表すること等を規定したものであり、本改正法案の早期成立による速やかな施行が強く求められるものであります。

去る十月十二日、私ども公明党経済産業部会では、甘利経済産業大臣に対し、本改正法の円滑かつ有効な施行を実現するために、情報収集体制の強化並びに事故情報通知の周知徹底などに関する要望書を提出したところでありますが、重ねて以下の諸点につき質問させていただきます。

まず、事故情報の収集体制の強化について伺いたいと思います。

パロマ工業のガス瞬間湯沸かし器事故に際しましては、製造業者からの行政に対する事故報告の不備に加え、経済産業省内の情報共有及び連絡体制の不備が厳しく指摘されたところであります。

今般の改正法案により、製造業者及び輸入業者に対し、すべての重大事故情報の報告を義務づけることになるわけでありますが、この報告の義務化に伴い、事故報告の情報量は大幅に増加することが予想されます。この膨大な事故情報を的確かつ迅速に分析、処理する能力が政府になれば、本改正案の目的の実効性が期待できないことは明白であります。

経済産業省内の事故情報の収集体制をどのよう

に改革、強化していこうと考えているのか、一連の事故において、結果として多くの犠牲が払われた事の重大性を真摯に受けとめ、これまでの反省を踏まえられての経済産業大臣の御見解を賜りたいと思います。

次に、関係諸機関との事故情報の共有化について伺いたいと思います。

経済産業省と関係省庁、関連独立行政法人との間に横断的な連絡体制を構築することにより、情報の共有化をグレードアップする取り組みを進めるべきと考えます。

特に、警察庁や消防庁、独立行政法人国民生活センターや全国の消費生活センターとの密接な連携体制の構築は重要です。中でも、国民生活センターが管理する国内最大の苦情相談の情報データベースである全国消費生活情報ネットワークシステム、PIONEERには、全国の消費生活センターや協力病院から収集された危険情報が多数蓄積されておりありますが、残念ながら、各省庁との接続ができておりません。この点は真つ先に改善すべきであると考えますが、経済産業大臣並びに国民生活センター所管担当大臣の事故情報の共有化についての御見解を賜りたいと思います。

続いて、事故情報の確実かつ迅速な報告、収集、そして消費者への速やかな周知徹底について伺いたいと思います。

消費生活用製品の事故の再発防止や被害の拡大を最小限に食い止めることができるかは、事故発生後、どれだけ早く正確な情報を入手できるか否か、そして、その事故情報をどれだけ速やかに消費者に周知徹底することができるか否かにかかっていると考えます。

しかしながら、その一方で、製造業者や輸入業者に義務づけられる主務大臣への報告に際し、PIL法上の責任や損害賠償等の民事責任を負う可能性があるとすれば、積極的な報告の実施は期

待できないのではないかと懸念がございます。こうした懸念を払拭することができなければ、本改正案の目的である事業者の前向きな取り組みは進みません。

まじめに事故報告をした事業者が、事故を隠し通した事業者と比べ、より大きな不利益が生じてしまう事態は何としても避けなければなりません。事故発生後の速やかな報告の実施は社会の一般員としての企業の当然の責務とすることが、今般の法改正の目指すべきところと考えますが、この点に関する経済産業大臣の御見解並びに消費者への事故情報の周知徹底の取り組み方針について伺いたいと思います。

最後に、製品の安全に関する企業風土の向上について伺いたいと思います。

本来、我が国の製造業において、製品の安全性の確保はものづくりにおける基本中の基本であったはずであります。しかし、残念ながら、製品事故の頻発する昨今の情勢に堪えかねると、我が国のものづくりの力が低下しているのではないかと懸念を抱かざるを得ないのであります。これは、競争力強化を最優先とし、安全性をないがしろにしてきた最近の一部企業の企業風土によるところが背景にあるのではないかと考えます。

今般の改正法案を施行、実施することにより、安全性を最優先する企業風土の確立、また、万が一事故を起こしてしまったときにも、ちゅうちょなく報告を上げることが当然のモラルとする企業風土の確立、そして、企業としての安全への取り組みとともに、万が一の事故発生に際しての処理のよしあしも企業の評価の対象となる風土の確立を実現することが、今後、消費生活用製品の事故の未然防止、またその被害を最小限にとどめるためには不可欠であると声を大にして強く訴えるものでございます。

私どものこの主張に対する経済産業大臣の御見解を最後に伺い、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇)

○国務大臣(甘利明君) 赤羽一嘉議員の質問にお答えいたします。

まず、製品事故情報に関する経済産業省の分析・処理体制の強化についてお尋ねであります。経済産業省といたしましては、とうとう命が失われた一連の事故に関して、省内の事故情報の連絡・共有体制に不備があったとの御指摘を謙虚に受けとめ、原点に立ち返り、製品安全に万全を期す考えであります。

既に、事故情報の適切な分析と処理を行うため、省内の関係部局が事故情報を処理する体制の整備や、同種の事故を検索することが可能な省内共通のデータベースの構築を行うとともに、事故原因の分析等に知見を有する独立行政法人製品評価技術基盤機構における事故分析体制の整備等を講じたところであります。さらに、今回の法改正に基づく事故情報の報告制度を十分に機能させるために、膨大な事故情報を処理するために必要な体制の整備に取り組んでまいります。

次に、関係省庁間における情報の共有についてのお尋ねであります。

御指摘のように、消費者保護の観点から、関係省庁や関係機関の間で製品事故情報を共有し、相互に活用を進めていくことは重要であると考えております。

このために、経済産業省といたしましては、警察庁及び消防庁との間で製品事故に係る連絡会合を開催するなど、関係省庁との連携強化を図り、製品事故に関する情報交換を緊密にしてまいります。

また、国民生活センターが管理をする全国消費生活情報ネットワークシステム、いわゆるPIONEERであります。これへの接続は極めて重要な課題だと認識をいたしております。現在、

内閣府におきまして、同システムの関係省庁との接続等に関する検討が行われていると承知しております。その実現に向けた結論が一刻も早く出ることを期待いたしております。

次に、事業者による速やかな事故報告の実施と消費者への事故情報の周知徹底についてのお尋ねであります。

御指摘のように、製品事故の情報に関しましては、製造事業者等に事故発生後速やかに報告をいただくとともに、消費者に周知徹底することが事故の再発や被害拡大を防止する上で大変重要だと考えております。

事故報告を行ったことにより製造物責任法上の責任等を負うのではないかとの御質問につきましては、事故報告制度は、製品の欠陥の有無には着目せず、重大製品事故の発生を知ったときにその事実を報告するのみでありますことから、こうした責任は生じないと考えております。

事故隠しが発覚した事業者に対しては、体制整備命令のみならず、積極的な報告徴収、公表など厳正な措置をとりまして、速やかな事故報告がなされるよう取り組んでまいります。

また、報告を受けた重大製品事故の情報は、経済産業省のホームページなどを通じて迅速かつ的確に公表するなど、消費者への事故情報の周知徹底につきましても積極的に取り組んでまいります。

最後に、競争力の強化を優先していることが最近の製品事故の増大の原因ではないかとのお尋ねであります。

御指摘のように、安全な製品を製造することは、消費者に製品を供給している企業にとりまして欠くことのできない基本的な姿勢であります。

経済産業省といたしましては、今般、事業者が製品事故に係る情報の報告、公表及びそのための体制整備を求めるとともに、御指摘にもありましたように、安全性への取り組みに積極的な企業が評価されるような風土の醸成に努めることによ

り、消費生活用製品の安全対策を強力に推進してまいります。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇)

○国務大臣(高市早苗君) 赤羽議員より、私には、国民生活センターなど関係行政機関等の事故情報の共有化についての御質問がございました。

内閣府といたしましては、最近の製品事故等にかんがみ、関係行政機関などが事故情報を共有していくことが事故防止のために重要であると考えております。

このため、内閣府では、去る九月末に「消費者の安全・安心に向けた取組みについて」を公表したところでございます。その内容は、第一に、全国消費生活情報ネットワークシステムを通じて国民生活センターが入手した死亡重篤事故情報の関係省庁へのより迅速な提供、第二に、関係省庁間の広範な情報共有のため、消費者政策会議のもとに設置される消費者政策担当課長会議の定期的開催、第三に、苦情相談情報の効果的な活用方策に関する検討会の立ち上げという三本柱から成るものでございます。

今後とも、関係行政機関などと連携しつつ、消費者の安全、安心の確保に向けて積極的に政策の推進に取り組んでまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

出席国務大臣

経済産業大臣 甘利 明君
国務大臣 高市 早苗君

出席副大臣

経済産業副大臣 山本 幸三君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十九日、駒崎事務総長から竹山裁判官彈劾裁判所裁判長及び川村参議院事務総長あて、本院は、裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおりに決定した旨通知した。

裁判官彈劾裁判所裁判員

杉浦 正健君(衛藤征士郎君の補欠)

同 予備員

第二 上川 陽子君(望月義夫君の補欠)

第四 早川 忠孝君(高市早苗君の補欠)

一、去る十九日、駒崎事務総長から臼井裁判官訴追委員会委員長及び川村参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴追委員予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおりに決定した旨通知した。

裁判官訴追委員予備員

第四 木村 勉君(渡辺具能君の補欠)

第五 伊藤 涉君(太田昭宏君の補欠)

(選出通知)

一、去る十九日、本院は、検察官適格審査委員会及び同予備員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査委員会

谷垣 禎一君

同 予備員

原田 令嗣君(谷垣禎一君の予備委員)

(指名通知)

一、去る十九日、本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員馳浩君、同萩生田光一君及

び同西川京子君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十九日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員杉浦正健君及び同中谷元君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十九日、本院は、国土開発幹線自動車道建設会議員に衆議院議員丹羽雄哉君、同中川昭一君及び同石原伸晃君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、去る十九日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(豪雪地帯対策分科会)

(離島振興対策分科会)

仲村 正治君

玉沢徳一郎君

細田 博之君

(通知書受領)

一、昨二十三日、川村参議院事務総長から駒崎事務総長あて、参議院は裁判官彈劾裁判所裁判員予備員大江康弘君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

第三順位 松岡 徹君

一、昨二十三日、川村参議院事務総長から駒崎事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員江田五月君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

工藤堅太郎君

(報告書受領)

一、昨二十三日、安倍内閣総理大臣から河野議長あて、次の報告書を受領した。

内閣総第七八号

平成十八年十月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院大阪府第九区選出議員補欠選挙における当選人について

平成十八年十月二十二日執行の衆議院大阪府第九区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったの

で、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙 期 日 平成十八年十月二十二日
当 選 年 月 日 平成十八年十月二十三日
当 選 告 示 年 月 日 平成十八年十月二十三日
当 選 証 書 付 与 年 月 日 平成十八年十月二十三日
全 候 補 者 の 得 票 総 数 二二一、四二四票
法 定 得 票 数 三六、九〇四・〇〇〇票
得 票 人 原田 憲治
得 票 数 一一一、二二六票
住 所 大阪府箕面市半町一
四一九
職 業 選挙区支部長
届 出 政 党 等 の 名 称 自由民主党
生 年 月 日 昭和二十三年六月九日
一、昨二十三日、安倍内閣総理大臣から河野議長
あて、次の報告書を受領した。
内閣総第七九号
平成十八年十月二十三日

衆議院議長 河野 洋平殿 安倍 晋三
衆議院神奈川第十六区選出議員補欠選挙
における当選人について
平成十八年十月二十二日執行の衆議院神奈川
第十六区選出議員補欠選挙における当選人に
ついて、別紙のとおり総務大臣から報告があつ
たので、公職選挙法第百八条第二項の規定によ
り報告する。

(別紙)
選挙 期 日 平成十八年十月二十二日
当 選 年 月 日 平成十八年十月二十三日
当 選 告 示 年 月 日 平成十八年十月二十三日
当 選 証 書 付 与 年 月 日 平成十八年十月二十三日
全 候 補 者 の 得 票 総 数 一九九、七七六票
法 定 得 票 数 三三、二九六・〇〇〇票

当 選 人 亀井善太郎
得 票 数 一〇九、四六四票
住 所 神奈川県伊勢原市下落合
六〇五番地の一二
職 業 選挙区支部長
届 出 政 党 等 の 名 称 自由民主党
生 年 月 日 昭和四十六年一月二十日

(当選証書対照)
一、昨二十三日、補欠選挙の結果当選した次の議
員に対し、当選証書の対照を終わつた。
大阪府第九区選出議員 原田 憲治君
一、今二十四日、補欠選挙の結果当選した次の議
員に対し、当選証書の対照を終わつた。
神奈川第十六区選出議員 亀井善太郎君

(応召議員)
一、昨二十三日、召集に応じた議員は次のとおり
である。
小選挙区選出 原田 憲治君
大阪府第九区
一、今二十四日、召集に応じた議員は次のとおり
である。
小選挙区選出 亀井善太郎君
神奈川第十六区

(議席指定)
一、昨二十三日、衆議院規則第十四条により議長
において議席を次のとおり指定した。
四三七 原田 憲治君
四三八 亀井善太郎君

(理事補欠選任)
一、去る十九日、決算行政監視委員会において、
次のとおり理事を補欠選任した。
理事 鴨下一郎君(理事伊藤達也君去る九
月二十七日委員辞任につきその補
欠)
理事 渡海紀三朗君(理事吉田六左エ門君去
る九月二十七日委員辞任につきその
補欠)
理事 古屋 範子君(理事斎藤鉄夫君去る九

月二十七日委員辞任につきその補
欠)
理事 松本 大輔君(理事前田雄吉君去る九
月二十八日委員辞任につきその補
欠)
理事 古川 元久君(理事松本龍君去る十九
日理事辞任につきその補欠)
一、去る二十日、厚生労働委員会において、次の
とおり理事を補欠選任した。
理事 伊藤信太郎君(理事北川知克君去る九
月二十七日委員辞任につきその補
欠)
理事 吉野 正芳君(理事谷畑孝君去る二日
委員辞任につきその補欠)
理事 宮澤 洋一君(理事寺田稔君去る三日
委員辞任につきその補欠)
理事 三井 辨雄君(理事園田康博君去る二
十日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十九日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
決算行政監視委員
辞任 中山 泰秀君 補欠 北村 茂男君
北村 茂男君 補欠 中山 泰秀君
議院運営委員
辞任 大塚 高司君 補欠 盛山 正仁君
萩生田光一君 御法川信英君
寺田 学君
御法川信英君 萩生田光一君
大塚 高司君
寺田 学君 三日月大造君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 杉浦 正健君 補欠 鈴木 淳司君

文部科学委員
辞任 井脇ノブ子君 補欠 伊藤 忠彦君
飯島 夕雁君 安井潤一郎君
小島 敏男君 新井 悦二君
藤田 幹雄君 小野 次郎君
馬渡 龍治君 坂井 学君
田島 一成君 内山 晃君
横山 北斗君 柚木 道義君
西 博義君 漆原 良夫君
坂井 学君 富岡 勉君
新井 悦二君 小島 敏男君
伊藤 忠彦君 井脇ノブ子君
小野 次郎君 藤田 幹雄君
富岡 勉君 馬渡 龍治君
安井潤一郎君 飯島 夕雁君
内山 晃君 田島 一成君
横山 北斗君 柚木 道義君
漆原 良夫君 西 博義君

鈴木 淳司君 小川 友一君
小川 友一君 西村 康稔君
西村 康稔君 杉浦 正健君

加藤 勝信君 岡本 芳郎君
木原 誠二君 平 将明君
木村 義雄君 廣津 素子君
福岡 資麿君 鈴木 馨祐君
松本 純君 森 英介君
岡本 芳郎君 加藤 勝信君
鈴木 馨祐君 森 英介君
平 将明君 福岡 資麿君
廣津 素子君 木村 義雄君
木原 誠二君 松本 純君

大塚 高司君 盛山 正仁君
萩生田光一君 御法川信英君
寺田 学君
御法川信英君 萩生田光一君
大塚 高司君
寺田 学君 三日月大造君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 杉浦 正健君 補欠 鈴木 淳司君

辞任 大塚 高司君 補欠 盛山 正仁君
萩生田光一君 御法川信英君
寺田 学君
御法川信英君 萩生田光一君
大塚 高司君
寺田 学君 三日月大造君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 杉浦 正健君 補欠 鈴木 淳司君

辞任 大塚 高司君 補欠 盛山 正仁君
萩生田光一君 御法川信英君
寺田 学君
御法川信英君 萩生田光一君
大塚 高司君
寺田 学君 三日月大造君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 杉浦 正健君 補欠 鈴木 淳司君

辞任 大塚 高司君 補欠 盛山 正仁君
萩生田光一君 御法川信英君
寺田 学君
御法川信英君 萩生田光一君
大塚 高司君
寺田 学君 三日月大造君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 杉浦 正健君 補欠 鈴木 淳司君

辞任 大塚 高司君 補欠 盛山 正仁君
萩生田光一君 御法川信英君
寺田 学君
御法川信英君 萩生田光一君
大塚 高司君
寺田 学君 三日月大造君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 杉浦 正健君 補欠 鈴木 淳司君

鈴木 淳司君 小川 友一君
小川 友一君 西村 康稔君
西村 康稔君 杉浦 正健君

加藤 勝信君 岡本 芳郎君
木原 誠二君 平 将明君
木村 義雄君 廣津 素子君
福岡 資麿君 鈴木 馨祐君
松本 純君 森 英介君
岡本 芳郎君 加藤 勝信君
鈴木 馨祐君 森 英介君
平 将明君 福岡 資麿君
廣津 素子君 木村 義雄君
木原 誠二君 松本 純君

大塚 高司君 盛山 正仁君
萩生田光一君 御法川信英君
寺田 学君
御法川信英君 萩生田光一君
大塚 高司君
寺田 学君 三日月大造君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 杉浦 正健君 補欠 鈴木 淳司君

辞任 大塚 高司君 補欠 盛山 正仁君
萩生田光一君 御法川信英君
寺田 学君
御法川信英君 萩生田光一君
大塚 高司君
寺田 学君 三日月大造君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 杉浦 正健君 補欠 鈴木 淳司君

辞任 大塚 高司君 補欠 盛山 正仁君
萩生田光一君 御法川信英君
寺田 学君
御法川信英君 萩生田光一君
大塚 高司君
寺田 学君 三日月大造君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 杉浦 正健君 補欠 鈴木 淳司君

辞任 大塚 高司君 補欠 盛山 正仁君
萩生田光一君 御法川信英君
寺田 学君
御法川信英君 萩生田光一君
大塚 高司君
寺田 学君 三日月大造君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 杉浦 正健君 補欠 鈴木 淳司君

辞任 大塚 高司君 補欠 盛山 正仁君
萩生田光一君 御法川信英君
寺田 学君
御法川信英君 萩生田光一君
大塚 高司君
寺田 学君 三日月大造君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 杉浦 正健君 補欠 鈴木 淳司君

一、昨二十三日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

財務金融委員 原田 憲治君
決算行政監視委員 亀井善太郎君

(理事補欠選任)

一、去る十九日、青少年問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 後藤田正純君(理事倉田雅年君去る三日委員辞任につきその補欠)
理事 日委員辞任につきその補欠

理事 実川 幸夫君(理事御法川信英君去る三日委員辞任につきその補欠)
理事 萩生田光一君(理事馳浩君去る三日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

上野賢一郎君 川条 志嘉君
大塚 高司君 若宮 健嗣君
中森ふくよ君 木原 誠二君
葉梨 康弘君 寺田 稔君
松本 洋平君 山本ともひろ君
川条 志嘉君 上野賢一郎君
木原 誠二君 中森ふくよ君
寺田 稔君 葉梨 康弘君
山本ともひろ君 松本 洋平君

若宮 健嗣君 大塚 高司君
国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任

補欠

玉沢徳一郎君 高木 毅君
古賀 一成君 牧 義夫君
武正 公一君 寺田 学君
山井 和則君 菊田真紀子君
高木 毅君 西村 明宏君

西村 明宏君 玉沢徳一郎君
菊田真紀子君 山井 和則君
寺田 学君 武正 公一君
牧 義夫君 古賀 一成君

日本国憲法に関する調査特別委員

辞任

補欠

越智 隆雄君 高鳥 修一君
棚橋 泰文君 戸井田とおる君
渡海紀三朗君 富岡 勉君
葉梨 康弘君 三ッ矢憲生君
安井潤一郎君 小野 次郎君
岡本 充功君 鷺尾英一郎君
遠藤 乙彦君 谷口 隆義君
福島 豊君 齊藤 鉄夫君
小野 次郎君 安井潤一郎君
高鳥 修一君 越智 隆雄君
戸井田とおる君 棚橋 泰文君
富岡 勉君 渡海紀三朗君
三ッ矢憲生君 葉梨 康弘君
小野 次郎君 岡本 充功君
鷺尾英一郎君 福島 豊君
谷口 隆義君 遠藤 乙彦君

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施に関し承認を求むるの件

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国におい
て発生したテロリストによる攻撃等に対応して
行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外
国の活動に対して我が国が実施する措置及び関
連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関
する特別措置法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調
査承認要求に対し、議長は去る十九日これを承
認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、歳入歳出の実況に関する事項
- 二、国有財産の増減及び現況に関する事項
- 三、政府関係機関の経理に関する事項
- 四、国が資本金を出資している法人の会計に
関する事項
- 五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助
成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の
財政援助を与えているものの会計に関する
事項
- 六、行政監視に関する事項
- 二、調査の目的
- 一、調査の方法
- 三、調査の期間
- 四、調査の期間
- 五、調査の期間
- 六、調査の期間
- 七、調査の期間
- 八、調査の期間
- 九、調査の期間
- 十、調査の期間
- 十一、調査の期間
- 十二、調査の期間
- 十三、調査の期間
- 十四、調査の期間
- 十五、調査の期間
- 十六、調査の期間
- 十七、調査の期間
- 十八、調査の期間
- 十九、調査の期間
- 二十、調査の期間
- 二十一、調査の期間
- 二十二、調査の期間
- 二十三、調査の期間
- 二十四、調査の期間
- 二十五、調査の期間
- 二十六、調査の期間
- 二十七、調査の期間
- 二十八、調査の期間
- 二十九、調査の期間
- 三十、調査の期間
- 三十一、調査の期間
- 三十二、調査の期間
- 三十三、調査の期間
- 三十四、調査の期間
- 三十五、調査の期間
- 三十六、調査の期間
- 三十七、調査の期間
- 三十八、調査の期間
- 三十九、調査の期間
- 四十、調査の期間
- 四十一、調査の期間
- 四十二、調査の期間
- 四十三、調査の期間
- 四十四、調査の期間
- 四十五、調査の期間
- 四十六、調査の期間
- 四十七、調査の期間
- 四十八、調査の期間
- 四十九、調査の期間
- 五十、調査の期間
- 五十一、調査の期間
- 五十二、調査の期間
- 五十三、調査の期間
- 五十四、調査の期間
- 五十五、調査の期間
- 五十六、調査の期間
- 五十七、調査の期間
- 五十八、調査の期間
- 五十九、調査の期間
- 六十、調査の期間
- 六十一、調査の期間
- 六十二、調査の期間
- 六十三、調査の期間
- 六十四、調査の期間
- 六十五、調査の期間
- 六十六、調査の期間
- 六十七、調査の期間
- 六十八、調査の期間
- 六十九、調査の期間
- 七十、調査の期間
- 七十一、調査の期間
- 七十二、調査の期間
- 七十三、調査の期間
- 七十四、調査の期間
- 七十五、調査の期間
- 七十六、調査の期間
- 七十七、調査の期間
- 七十八、調査の期間
- 七十九、調査の期間
- 八十、調査の期間
- 八十一、調査の期間
- 八十二、調査の期間
- 八十三、調査の期間
- 八十四、調査の期間
- 八十五、調査の期間
- 八十六、調査の期間
- 八十七、調査の期間
- 八十八、調査の期間
- 八十九、調査の期間
- 九十、調査の期間
- 九十一、調査の期間
- 九十二、調査の期間
- 九十三、調査の期間
- 九十四、調査の期間
- 九十五、調査の期間
- 九十六、調査の期間
- 九十七、調査の期間
- 九十八、調査の期間
- 九十九、調査の期間
- 一百、調査の期間

三、調査の方法

- 一、調査の方法
- 二、調査の方法
- 三、調査の方法
- 四、調査の方法
- 五、調査の方法
- 六、調査の方法
- 七、調査の方法
- 八、調査の方法
- 九、調査の方法
- 十、調査の方法
- 十一、調査の方法
- 十二、調査の方法
- 十三、調査の方法
- 十四、調査の方法
- 十五、調査の方法
- 十六、調査の方法
- 十七、調査の方法
- 十八、調査の方法
- 十九、調査の方法
- 二十、調査の方法
- 二十一、調査の方法
- 二十二、調査の方法
- 二十三、調査の方法
- 二十四、調査の方法
- 二十五、調査の方法
- 二十六、調査の方法
- 二十七、調査の方法
- 二十八、調査の方法
- 二十九、調査の方法
- 三十、調査の方法
- 三十一、調査の方法
- 三十二、調査の方法
- 三十三、調査の方法
- 三十四、調査の方法
- 三十五、調査の方法
- 三十六、調査の方法
- 三十七、調査の方法
- 三十八、調査の方法
- 三十九、調査の方法
- 四十、調査の方法
- 四十一、調査の方法
- 四十二、調査の方法
- 四十三、調査の方法
- 四十四、調査の方法
- 四十五、調査の方法
- 四十六、調査の方法
- 四十七、調査の方法
- 四十八、調査の方法
- 四十九、調査の方法
- 五十、調査の方法
- 五十一、調査の方法
- 五十二、調査の方法
- 五十三、調査の方法
- 五十四、調査の方法
- 五十五、調査の方法
- 五十六、調査の方法
- 五十七、調査の方法
- 五十八、調査の方法
- 五十九、調査の方法
- 六十、調査の方法
- 六十一、調査の方法
- 六十二、調査の方法
- 六十三、調査の方法
- 六十四、調査の方法
- 六十五、調査の方法
- 六十六、調査の方法
- 六十七、調査の方法
- 六十八、調査の方法
- 六十九、調査の方法
- 七十、調査の方法
- 七十一、調査の方法
- 七十二、調査の方法
- 七十三、調査の方法
- 七十四、調査の方法
- 七十五、調査の方法
- 七十六、調査の方法
- 七十七、調査の方法
- 七十八、調査の方法
- 七十九、調査の方法
- 八十、調査の方法
- 八十一、調査の方法
- 八十二、調査の方法
- 八十三、調査の方法
- 八十四、調査の方法
- 八十五、調査の方法
- 八十六、調査の方法
- 八十七、調査の方法
- 八十八、調査の方法
- 八十九、調査の方法
- 九十、調査の方法
- 九十一、調査の方法
- 九十二、調査の方法
- 九十三、調査の方法
- 九十四、調査の方法
- 九十五、調査の方法
- 九十六、調査の方法
- 九十七、調査の方法
- 九十八、調査の方法
- 九十九、調査の方法
- 一百、調査の方法

題の取扱に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
一九四三年の大東亜宣言に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

「第三十一吉進丸の船長に対するロシアの裁判」に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務本省建物の耐震強度強化工事に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省における部内連絡の件数に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員高井美穂君提出シュレッダーによる幼児の指切断事故に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高井美穂君提出歩行者同士の事故と携帯電話の使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核実験に対する初動の情報収集に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮の核実験と日朝平壤宣言の関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉井英勝君提出石綿規制の対象範囲の拡大にともなうアスベスト使用実態の再調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出米海軍原子力空母の安全性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核実験に対する外務大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮の核開発能力に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「核開発の権利を放棄しない」というイランの最高指導者ハメネイ師の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題をめぐ

るブーチン露大統領の発言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出中曽根康弘元総理大臣の国鉄労働組合についての発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの裁判に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四三年の大東亜宣言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する再質問に対する答弁書

平成十八年十月十日提出
質問 第六一 号
シュレッダーによる幼児の指切断事故に関する質問主意書

提出者 高井 美穂

シュレッダーによる幼児の指切断事故に関する質問主意書

家庭用シュレッダーによる幼児の指切断という痛ましい事故が相次いだ。経済産業省は本年九月十二日、シュレッダー関係団体からの報告の概要について発表しているが、事故の第一報を扱う消防署などからの情報が経済産業省にきちんと届いていれば、もう少し早く対策が取れていたのではないかと考える。

そこで、以下のとおり質問する。

一 前述の報告によると、一九八三年から二〇〇六年までの二十三年間にシュレッダーによる事故が三十五件発生しているが、もう少し早く、この種の事故の発生を認知して対策を取れば、

痛ましい事故が少しでも防げたのではないかと。政府として一連の事故についての対応に問題があったのか、なかったのか、どう考えているか。また、問題があったとすれば、どのような点で、どのように対応しようとしているのか明らかにされたい。

二 本年九月四日の電話での問い合わせに対し、同省は、静岡での今年三月の事故発生第一報が消防通報(いわゆる一九番)などどのような形で公官庁に入ったか掌握していなかった。この事故での現地からの第一報は、どの段階まで上にあがっていたのか。なぜ経済産業省に事故情報が届かなかつたのか。また、シュレッダーによる三十五件の発生の第一報がどのような形で入っているのか示されたい。

三 シュレッダー事故に限らず、湯沸かし器による事故など、消防署、警察から各自自治体を通じての報告、さらに総務省、経済産業省など関係省庁の情報連携が必要と考えるが、現状はどのようなシステムになっているのか。また、今後の取組みについて政府の方針を示されたい。右質問する。

内閣衆質一六五第六一 号
平成十八年十月二十日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員高井美穂君提出シュレッダーによる幼児の指切断事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員高井美穂君提出シュレッダーによる幼児の指切断事故に関する質問に対する答弁書

一 について
経済産業省としては、シュレッダーによる事故の報告を受けてから適切な対応を行ってきた

と認識しているが、事故の情報を十分に把握できなかつた点については改善すべきところがあると認識している。このため、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対して、重大製品事故が生じたことを知ったときは、事故の内容等について主務大臣へ報告することを義務付けること等を内容とする「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」を今国会に提出したところであり、併せて、家庭における幼児の事故を防止する観点から、電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)に基づくシュレッダーに係る技術基準を改正し、これを強化することとしている。

二 について
御指摘の静岡の事故については、当初、被害者から地元の消防署に対し救急搬送の要請があり、その後、本年六月に被害者から静岡県の消費生活センターに連絡がなされた後、本年七月に同センターから独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じて経済産業省へ報告があった。当該事故発生後、その情報が経済産業省に円滑に届かなかつた理由としては、消費生活用製品の製造の事業を行う者等に対して事故の内容等の報告が義務付けられていないことや、関係機関間の連絡が十分になされていなかったこと等が考えられる。

本年九月十二日付けで経済産業省が社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会及び社団法人全日本文具協会から報告を受けたシュレッダーによる三十五件の事故のうち、一件については、旧製品評価技術センターから旧通商産業省に報告があり、一件については、独立行政法人製品評価技術基盤機構から経済産業省に報告があり、その他の事故については、同日に初めて経済産業省に報告があった。

三 について
関係省庁においては、それぞれの所掌事務の

範囲内で、事故に関する情報を把握しているところであるが、今後、政府としては、消費者政策会議の下に設けられた消費者政策担当課長会議を開催するとともに、経済産業省、警察庁及び消防庁においては製品事故に係る連絡会合を開催するなど、関係省庁間の連携の強化を図ることにより、製品事故に関する情報交換を緊密化してまいりたい。

平成十八年十月十日提出
質問 第六二二号

歩行者同士の事故と携帯電話の使用に関する質問主意書

提出者 高井 美穂

歩行者同士の事故と携帯電話の使用に関する質問主意書

本年六月、東京地裁は歩行者同士の衝突事故で、高齢者に重傷を負わせたとして相手方の女性に損害賠償を求める判決を出している。

そこで、以下のとおり質問する。

- 一 歩行者と歩行者の衝突による死傷事故件数の推移について、平成十五年度、同十六年度、同十七年度のそれぞれの、①全国の発生件数、②死亡、重傷、軽傷の別を示されたい。
- 二 このうち、携帯電話使用中の事故件数はどのようなになっているか。
- 三 近年の歩行者同士の事故の特徴、変化などについて見解を示されたい。
- 四 前述の判決を受けて、また高齢化社会、携帯電話の普及という社会情勢の中で、高齢者の交通安全や、歩行中の携帯電話使用に際しての注意喚起、さらには事故の際の補償、保険制度の整備など政府として何らかの対策が必要と考えらるか。

右質問する。

平成十八年十月二十四日 衆議院会議録第九号

内閣衆質一六五第六二二号
平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員高井美穂君提出歩行者同士の事故と携帯電話の使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高井美穂君提出歩行者同士の事故と携帯電話の使用に関する質問に対する

答弁書

一及び二について

政府としては、お尋ねの件数については把握していない。

三について

政府としては、お尋ねの点については把握しておらず、見解をお示しすることは困難である。

四について

政府としては、歩行者同士の事故について、御指摘のような対策が必要であるとは考えていない。

平成十八年十月十日提出
質問 第六三三号

北朝鮮による核実験に対する初動の情報収集に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による核実験に対する初動の情報収集に関する質問主意書

一 二〇〇六年十月九日に行った北朝鮮による核実験の第一報はどこから入ってきたか。

二 二〇〇六年十月八日(現地時間、日本時間九日)ワシントン発ロイターは、「米政府高官によると、中国は、核実験の二十分前に北朝鮮から通告を受けていた。同高官がロイターに述べ

議長の報告

た。これを受け、中国はすぐに、米国と日本、韓国に連絡したという。」と報じているが、外務省は右報道を承知しているか。

三 北朝鮮の核実験について、北朝鮮政府が中国政府に事前通告を行ったという事実を政府は確認しているか。

四 中国政府は北朝鮮の事前通告について日本政府に連絡してきたか。

右質問する。

内閣衆質一六五第六三三号
平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核実験に対する初動の情報収集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核実験に対する初動の情報収集に関する質問

に対する答弁書

一について

外務省は、各種の方法により、御指摘の件に関するものを含め、国際情勢に関する情報の収集を行っているが、情報の入手先の詳細について具体的に述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

二について

外務省として、御指摘の報道は承知している。

三について

北朝鮮当局と中国政府の間の情報伝達の具体的内容については、関係当事者との関係もあり、答弁を差し控えたい。

四について

中国政府より在中国日本国大使館に対し、北

朝鮮が間もなく核実験を行うであろう旨の事前の情報伝達が行われた。

平成十八年十月十日提出
質問 第六四四号

北朝鮮の核実験と日朝平壤宣言の関係に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮の核実験と日朝平壤宣言の関係に関する質問主意書

一 二〇〇六年十月九日に行われた北朝鮮の核実験は二〇〇二年九月十七日の日朝平壤宣言に違反すると政府は認識しているか。

二 一について、違反するというならば、日朝平壤宣言のいかなる文言に抵触するか。

三 政府は、日朝平壤宣言は現在も有効と考えているか。

右質問する。

内閣衆質一六五第六四四号
平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮の核実験と日朝平壤宣言の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮の核実験と日朝平壤宣言の関係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

日朝平壤宣言においては、我が国及び北朝鮮は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認したこと、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認したこと、核問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸

国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認したこと等が明記されている。北朝鮮による核実験は、このような同宣言に違反するものである。

三について

外務省としては、日朝平壤宣言において確認された事項が誠実に実施されることが重要であると考えており、北朝鮮に対し、引き続き、日朝双方の首脳協議の結果として日朝関係の今後の在り方を記した同宣言を遵守するよう求めたい。

平成十八年十月十一日提出
質問 第六五号

石綿規制の対象範囲の拡大にともなうアスベスト使用実態の再調査に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

石綿規制の対象範囲の拡大にともなうアスベスト使用実態の再調査に関する質問主意書

本年九月八日のアスベスト問題に関する関係閣僚による会合において各省庁の吹き付けアスベスト等の使用実態調査の取組状況が報告されている。ここで報告された吹き付けアスベスト等の使用実態は、その調査時点で規制対象とされた「石綿を含有する製剤その他の物」について、石綿をその重量の「〇・一％を超えて含有するもの（以下、旧基準）」とされていたものを対象とする調査であった。ところが、本年八月二日に内閣において改正労働安全衛生法施行令が公布され、九月一日に施行された。この改正労働安全衛生法施行令では、規制対象の「石綿を含有する製剤その他の物」は、石綿をその重量の「〇・一％を超えて含有するもの（以下、新基準）」と対象が拡大された。この規制対象範囲の拡大にともない、これまでの吹き付けアスベスト等の使用実態調査については当然見直しが必要と考える。

よって、次のとおり質問する。

(一) 九月八日のアスベスト問題に関する関係閣僚会合において席上配布された資料以下、関係閣僚会合資料にある「アスベスト除去等の取組状況について」の各省庁の使用実態調査は旧基準に基づく調査ではないのか。

(二) 旧基準によると「アスベスト未使用の箇所」とか「アスベストのない施設」とか「アスベストが確認されなかった施設」であっても、新基準によると「アスベスト使用の箇所」とか「アスベストのある施設」とか「アスベストが確認された施設」となる場合があるのではないのか。

(三) 関係閣僚会合資料のアスベスト対策関係平成十九年度概算要求額一覧にある既存施設での除去等として積算された七、一億円は、旧基準による使用実態調査に基づき除去等が必要とされる費用で、新基準に基づいて除去すべきものは含まれていないのではないのか。

(四) 新基準を定めた以上、旧基準による使用実態調査だけにとらわれず、改めて新基準に基づく使用実態調査を行い、既存施設におけるアスベストの除去をすすめるべきではないのか。

(五) 建材中の石綿含有率の分析方法で〇・一％までの精度を有するものとして、JIS A 4301「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」は本年三月二十五日に制定されている。この「原案は昨年八月三十日経済産業大臣に申出されたものである。したがって、本来、政府の「アスベスト問題への当面の対応」方針において定めたアスベスト使用実態調査を実施するにあたっては、〇・一％までの精度を有するアスベスト含有率測定方法で調査をおこなうよう指示するべきではなかったのか。右質問する。

内閣衆質一六五第六五号
平成十八年十月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 吉井英勝君提出石綿規制の対象範囲の拡大にともなうアスベスト使用実態の再調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員吉井英勝君提出石綿規制の対象範囲の拡大にともなうアスベスト使用実態の再調査に関する質問に対する答弁書

(一) 御指摘の関係省庁の調査（以下「本調査」という。）は、政府のアスベスト対策を進めるために必要な情報収集、国民に対する情報提供等の目的で、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規制対象とならない場合も含め、既存の施設等のうち、各関係省庁の判断により、ばく露のおそれの高いものから優先的に、関係省庁間の連携を図りつつ、アスベストの使用実態等について幅広く行つたものであり、必ずしも労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三十八号）に定める基準に基づいて行つたものではない。

(二) について
お尋ねの趣旨が、本調査の結果アスベストが未使用であるとされた施設等について、当該施設等の建材中に重量比で〇・一パーセントを超えるアスベストが含有されている場合があるのではないかと、ということであれば、そのような場合はあり得ると考える。

(三) について
御指摘の関係省庁の平成十九年度概算要求額の七億千円は、アスベストに係る健康被害のおそれにかんがみて、既存の施設等におけるアスベストの除去等に必要額を積算したものである。当該除去等は、アスベストの含有率のいかにかわらず、アスベストの使用実態等の

調査に基づき、各関係省庁の判断により、ばく露のおそれの高いものから優先的に進めていくこととしている。なお、御指摘の資料中の「既存施設での除去等」に係る概算要求額のうち、アスベスト対策に係る経費が事業費の一部であるものについては、御指摘の七億千円には含まれていない。

(四) について
本調査の結果アスベストが未使用であるとされた施設等であっても、アスベストに係る健康被害が今後新たに生じないよう、各施設等の利用者並びにその損傷及び劣化の状況等も踏まえながら、建材中に重量比で〇・一パーセントを超えるアスベストが含有されている施設等についても、各関係省庁の判断により、関係省庁間の連携を図りつつ、アスベストの使用実態等の調査、アスベストのばく露のおそれがある場合の除去等の必要な対策をとることとしている。

(五) について
(一) について述べたとおり、本調査は、各関係省庁の判断により調査内容を定めて幅広く実施したものであり、また、御指摘のアスベスト含有率測定方法は本調査の開始時においては工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格として制定されておらず、当該測定方法により調査を行うよう指示するべきではなかったのかとの御指摘は当たらないと考える。

平成十八年十月十一日提出
質問 第六六号
米海軍原子力空母の安全性に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

米海軍原子力空母の安全性に関する質問主意書
意書
神奈川県横浜須賀野市の米海軍横須賀基地を母港としている通常動力の航空母艦キティホークが老

朽化したことにより二〇〇八年に退役、その後継艦として原子力空母を配備したい旨、米国から申し入れがあり、日本政府も受け入れたことが明らかにされている。

しかし、横須賀基地はW14航空路が上空を通過しており、羽田空港(東京国際空港)に近く、羽田発の大型民間機が頻繁に上空を通過している。さらに十二号パスから二海里以内に米軍や海自のヘリポートもある。

原子力空母の母港となれば、長期間原子炉を積んだ軍艦が横須賀基地に停泊することになる。原子力空母の安全性については、こうした航空機墜落の要素を考慮し、適切に対応することがきわめて重要であると考え、以下の点について質問する。

一 経済産業省の外局である原子力安全・保安院は、原子力施設へ航空機が墜落することを考慮するかどうかは、同院の「実用発電用原子炉施設への航空機墜落下確率に対する評価基準」をもとに判断している。原子力空母への航空機墜落下確率は、この「評価基準」を用いるものと考えているが、いかがか。

二 米海軍横須賀基地の十二号パスに原子力空母が停泊していると仮定して、「実用発電用原子炉施設への航空機墜落下確率に対する評価基準」で計算した場合の原子力空母への「航空機の墜落下確率」を明らかにされたい。また、その計算の数値的な根拠を示されたい。

三 米軍原子力艦船(原子力潜水艦、原子力空母)は、運輸省航空局長通達「原子力関係施設上空の飛行規制について」(昭和四十四年七月五日付航空航路第二六六三三号)、国土交通省航空局長通達「原子力施設上空の飛行規制について」(国土航空第八百八十四号 平成十三年十月十六日)における「原子力関係施設」、「原子力施設」に該当すると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 三の「航空局長通達」が該当しないのであれば、原子力艦船上空の飛行についての制限の根拠となる法令を示されたい。右質問する。

内閣衆質一六五第六号
平成十八年十月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員阿部知子君提出米海軍原子力空母の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出米海軍原子力空母の安全性に関する質問に対する答弁書

一 について

海上を航行するアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)軍艦の原子力推進型の空母(以下「米原子力空母」という。)に、御指摘の「実用発電用原子炉施設への航空機墜落下確率の評価基準」について(内規)(平成十四年七月三十日、平成十四・〇七・二九原院第4号)の別添「実用発電用原子炉施設への航空機墜落下確率に対する評価基準」(以下「評価基準」という。)を用い、米原子力空母への航空機墜落下確率を計算することは適当ではないと考える。

二 について

一 についてでお答えしたとおり、米原子力空母に対して評価基準を用いることは適当でないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三 について

御指摘の運輸省航空局長通達「原子力関係施設上空の飛行規制について」(昭和四十四年七月五日付航空航路第二六六三三号)にいう「原子力関係施設」又は国土交通省航空局長通達「原子力施設上空の飛行規制について」(平成十三年十月十

六日付航空航路第八百八十四号)にいう「原子力施設」若しくは「原子力関係施設」については、同通達及び航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第九十九条に基づいて国が発行する航空情報の一である航空路誌において施設名が列挙されており、米原子力空母及び合衆国軍艦の原子力推進型の潜水艦(以下「米原子力艦船」という。)は該当しない。

はそれぞれ違いますので何とも言えませんが、そういうのはかなり、戦略核というより戦術核というくらい小さなもので、もっと小さな反応というところになるかと思えます。その意味からいくと、今の段階で放射能漏れは更に少ないと思われそうです。中に入って査察がでないという前提に立つた場合には極めて難しいというのが今の状況です。しかし、先方はやっとな、中国もロシアの国防省も確かやっとなという発言をしていますけれども、それ以上の確証が得られているわけでは今の段階ではありません。従って裏付けのないままに日本だけが先行してというようなことは慎んでおいた方がいいのではないかと。実は言っているだけでそうではないという場合もありますから。」

米原子力艦船の上空の飛行についての制限の根拠となる法令はないが、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を確保するための措置として、航空法第八十一条は、一定高度以下の高度での飛行を原則禁止している。

平成十八年十月十一日提出
質問 第六七号

北朝鮮による核実験に対する外務大臣の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による核実験に対する外務大臣の発言に関する質問主意書

一 外務省公式ホームページによれば、二〇〇六年十月十日の記者会見で、記者からの「日本独自の制裁というものに総理も言及されていますが、日本政府として核実験であるかどうかを正確に把握できていない段階で、日本独自の制裁を発動するというのはどういうタイミングを伴うのでしょうか。」との質問に対して、麻生太郎外務大臣は、

「核実験であったとやった本人はそう言っているわけですが、やったかどうかの確認というのは正直言ってなかなか難しいと思います。地下実験の場合は放射能漏れが少ない。空中爆発と違って圧縮爆発ですから。また、マグニチュード三・九とかいうレベルの反応だと、中国、米国、日本が出したマグニチュードの数字

と答えているところ、右発言は北朝鮮による核実験の可能性を否定することを示唆したものであるか。

二 一で外務大臣が述べた「裏付け」とは具体的にいかなる内容を意味するものか。

右質問する。

内閣衆質一六五第六七号
平成十八年十月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核実験に対する外務大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核実験に対する外務大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の外務大臣の発言は、十月九日に北朝鮮が核実験を実施した旨を発表したことを受け、事実関係の確認に努めることが重要である旨を指摘したものであり、北朝鮮による核実験

の可能性を否定する趣旨のものではないものと承知している。

二について

御指摘の裏付けとは、北朝鮮による核実験に係る事実関係を確認するに足る確たる情報を意味するものと承知している。

平成十八年十月十一日提出
質問 第六八号

北朝鮮の核開発能力に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮の核開発能力に関する質問主意書
一 二〇〇六年十月十日(現地時間)、ワシントン発のロイター通信は、

「米ホワイトハウスは十日、北朝鮮の核開発能力を疑問視し、核実験実施の発表を重視しない姿勢を示した。」

スノー大統領報道官は記者団に対し、核実験が実際に行われたかどうか判断するのに時間がかかること述べた。その上で、二年前に国際査察団を退去させたばかりだと指摘し、その後の期間での核兵器開発は難しいとの見解を示唆した。報道官はまた、米政府が外交による解決を目指すことを繰り返し、軍事的手段に言及することを控えた。

政府関係者は、北朝鮮が通常の爆発物を使用して核実験を印象づけようと試みた可能性は低いと指摘。ある当局者は匿名を条件に「情報機関内では、核実験だったが、うまくいかなかったと推測されている」と述べた。

地震測定データによると、北朝鮮の地下での爆発は比較的小規模だったとみられている。」と報じているが、外務省は右報道を承知しているか。

二 外務省は一のスノー米大統領報道官の発言を把握しているか。把握しているならば、その内容を明らかにされたい。

三 政府は北朝鮮が核開発能力を有していると認識しているか。
右質問する。

内閣衆質一六五第六八号
平成十八年十月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮の核開発能力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮の核開発能力に関する質問に対する答弁書

一 について
外務省として、御指摘の報道は承知している。

二 について

御指摘の報道で言及された米国大統領報道官の発言は、その速記録が米国大統領府ウェブサイトに掲載されており、これによれば、「分析官は非常に慎重に検討を行っている。彼らは事実を過大評価しないようにしたいと希望しており、検証を続けている。」、「寧ろ二年前に再稼働して以後、現在までに、北朝鮮が追加的な核兵器を製造するに足る能力を有するに至ったのか否かという技術的な疑問を持たざるを得ない。」「現時点では、米政府は外交による解決を目指している。」等と述べているものと承知している。

三 について

お尋ねの北朝鮮の核開発能力については、北朝鮮が極めて閉鎖的な体制をとっていることもあり、断定的なことは申し上げられないが、一連の北朝鮮の言動を考えれば、既に核兵器計画が相当に進んでいる可能性を排除することはできないものと認識している。

平成十八年十月十一日提出
質問 第六九号

「核開発の権利を放棄しない」というイランの最高指導者ハメネイ師の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「核開発の権利を放棄しない」というイランの最高指導者ハメネイ師の発言に関する質問主意書

一 政府は、イランの国家政策決定において、ハメネイ最高指導者がどのような役割を果たしているかと認識しているか。

二 二〇〇六年十月十日、テヘラン発のロイター通信は、

「イラン最高指導者ハメネイ師は十日、同国が核技術開発の権利を放棄することはないとの認識を示した。国営テレビが伝えた。」

同テレビによると、ハメネイ師は「われわれの政策は明確だ。明確な論理に基づく進展であり、放棄することなく国権を強く主張する」と述べた。

イランが米国や他の主要国との直接交渉の場を設けるため、核燃料製造を九十日間凍結する準備ができている可能性がある」と前週報じられたことについては、同国は否定している。」と報じているが、外務省は右報道を承知しているか。

三 在イラン日本大使館から、二〇〇六年十月十日、国営テレビにおいてハメネイ最高指導者が核技術開発の権利を放棄しないとの趣旨の発言(以下、「ハメネイ発言」という。)をしたことについて公電で報告がなされているか。右公電が外務本省に到着した日、時、分を明らかにされたい。

四 「ハメネイ発言」の内容を明らかにされたい。
五 「ハメネイ発言」に対する政府の評価如何。
右質問する。

内閣衆質一六五第六九号
平成十八年十月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「核開発の権利を放棄しない」というイランの最高指導者ハメネイ師の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出「核開発の権利を放棄しない」というイランの最高指導者ハメネイ師の発言に関する質問に対する答弁書

一 について

イラン・イスラム共和国憲法第百十条は、最高指導者の義務と権限について、イラン・イスラム共和国の最高方針を公益評議会と協議した後決定すること、国の最高方針の円滑な実施を監督すること、国軍最高司令官として軍を統率すること、司法権最高責任者、軍、治安部隊の上級司令官等を任命又は罷免し、及び辞任の受理等を行うことであると規定していると承知している。

二 について

御指摘の報道については、外務省として承知している。

三及び四について

ハメネイ最高指導者が平成十八年十月十日に行った演説における核問題に関する発言については、「我々の政策は明確であり、進歩、明確な論理の提起、及び後退することなく国民の権利に固執することである。当然、我々の核に関する目的は、完全に明らかなものであり、人道的なものである。」との現地での報道を内容とする在イラン日本大使館からの公電を、平成十八年十月十一日午後六時五十四分に外務本省において受領した。

五について

御指摘のハメネイ最高指導者の発言は、報道の内容が正確であれば、従前からイラン・イスラム共和国政府の要人が行ってきた発言と同様の趣旨のものであると考える。

平成十八年十月十一日提出
質 問 第 七 〇 号

北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六五第一八号)には、理由を明示せずにプーチン大統領の発言が省略されている部分、更に以前の外務報道官の発言と齟齬をきたす部分などがあるところ、右を踏まえ再質問する。

一 「前回答弁書」には、北方領土問題に関するプーチン大統領発言について、中略とされた部分が二箇所あり、それ以外にも北方領土問題に言及した部分について答弁書で訳文を記載しなかった部分があると承知するところ、なぜそのような答弁を行ったかについて説明されたい。

二 政府が訳出しなかった部分で、プーチン大統領が袴田茂樹青山学院大学教授に対して、北方領土問題について「われわれはいま、本件についてあなたと議論をはじめの必要はないと考える。専門家、就中、両国外務省の専門家が行えばよい。」と述べた部分があると承知するところ、確認を求める。

三 「前回答弁書」において、政府はプーチン大統領の発言について、「北方領土問題に関する我が国の立場と相容れない要素も含まれているが、プーチン大統領が北方領土問題の解決に意欲を示した発言であると考えている。」と述べているところ、「我が国の立場と相容れない要素」

を具体的に明らかにされたい。

四 外務省公式ホームページによれば、二〇〇六年九月十三日の記者会見において、「ロシアのプーチン大統領が、九日にロシア専門家の人たちを集めて意見交換した際に、北方領土問題に関連して『双方の妥協で解決したい』とかなり意欲的な発言をされているのですが、日本政府としてこれをどう受け止めて、どう対応していく考えなのかお聞かせください。」との記者からの質問に対して、坂場三男外務報道官は、

「『指摘のプーチン大統領の発言というのは、通常、ヴァルダイ会議と呼ばれている、有識者、専門家の方々と意見交換の会議の席上でのものと承知しています。』

青山学院大学の袴田先生の方からその時の発言を伺うことができていたわけですが、ご指摘の、北方領土問題に関するプーチン大統領の発言というものは、私も注目しています。昨年の十一月の日露首脳会談で、北方領土の問題に関して、日露間に意見の相違はありますが、その溝を乗り越え、これまでの日露間の合意、あるいは諸文書に基づき、両国が共に受け入れられる解決策を見出す努力を行うということで一致しているわけです。更に、ご案内の通り、去る七月のサンクトペテルブルクにおける日露首脳会談でも、領土問題に関する交渉を活性化させるということで認識が一致しています。そういうことを背景として、今回のプーチン大統領の発言というのは、今後の領土交渉を加速化させるという両国共通の認識を確認したものであるという風に受け止めており、それとして私も評価しているということです。」と答えている。この関係で、坂場外務報道官が

「前回答弁書」で言及された「北方領土問題に関する我が国の立場と相容れない要素も含まれている」との認識を示さず、あたかもプーチン大統領から北方領土交渉について前向きなシグナ

ルがあったが如き発言を何故したのか、外務省の真意を明らかにされたい。

五 プーチン大統領発言について、外務省は袴田茂樹青山学院大学教授から、いつ、どこで、どのような形態で情報を入手したか。右質問する。

内閣衆質一六五第七〇号
平成十八年十月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿
安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する再質問に対する答弁書

一 について
先の答弁書(平成十八年十月六日内閣衆質一六五第一八号。以下「前回答弁書」という。)の二及び三についてにおいて中略とした部分は、それぞれ、日露間の経済関係に関するもの、中露関係に関するものであるため省略したものであり、外務省として、北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する質問主意書(平成十八年九月二十八日提出質問第一八号)のお尋ねの趣旨を踏まえ、北方領土問題に関する部分の日本語訳をお答えしたものである。

二 について
御指摘の「述べた部分」に該当すると考えられる箇所については、前回答弁書の二及び三について、その日本語訳を示している。

三 について
お尋ねについては、例えば、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言(昭和三十一年条約第二十号)に関して、プーチン・ロシア連邦大統領(以下「プーチン大統領」とい

う。)が、日本がこれを批准しながら、後になって履行を拒否した旨の発言を行ったことである。

四 について
御指摘の外務報道官は、御指摘の記者会見において、北方領土問題に関し日露間に意見の相違がある旨述べるとともに、プーチン大統領が北方領土問題の解決に意欲を示したとの趣旨を述べている。

五 について
お尋ねについては、平成十八年九月十日、ロシア連邦モスクワ市において、在ロシア連邦日本国大使館館員が御指摘の教授から口頭で説明を受けた。

平成十八年十月十二日提出
質 問 第 七 一 号
中曽根康弘元総理大臣の国鉄労働組合についての発言に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

中曽根康弘元総理大臣の国鉄労働組合についての発言に関する質問主意書

平成十八年六月六日付で提出した質問主意書に対する答弁書(内閣衆質一六四第三〇六号。平成十八年六月一六日)に関して、以下、再度質問する。

一 答弁書の「3.について」は、「お尋ねについては、仮定の問題であり、お答えすることは差し控えた。」としている。これは、中曽根氏が国会議員でありながら、「国鉄労働組合を崩壊させなきゃいかん」と考え、「それを総理大臣になった時に、今度は国鉄の民営化ということを真剣にやった。皆さんのおかげでこれができた。で、国鉄の民営化ができたなら、一番反対していた国鉄労働組合は崩壊したんですよ」という、現実の具体的な中曽根発言に関する質問であって「仮定の問題」ではない。中曽根氏が国鉄

労働組合を崩壊させようとし、総理大臣になった時に「国鉄の民営化」でその考えを実行したということを自認していると考えられるが如何か。

2 答弁書の「4及び5については」、「御指摘の「発言」は、内閣総理大臣としてのものではないと承知しており、政府としてお答えすることは差し控えたい。」としている。

その発言は現職の内閣総理大臣としてのものではないが、中曽根氏が内閣総理大臣に在任中の事実を語っているのであり、内閣総理大臣として、かねてからの「いづれ国鉄労働組合を崩壊させなさいかん」との意図を実現するため、「国鉄の民営化」ということを真剣にやった」としているのである。当時の内閣総理大臣が、国鉄労働組合を崩壊させる意図で国鉄民営化をやったとしている事実に基づいて、そうした内閣総理大臣当時の行為が憲法二八条の団結権保障に反しないのかどうか、そしてもし反しないというのであればその理由をお示し頂きたい。

右質問する。

内閣衆質一六五第七一号

平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出中曽根康弘元総理大臣の国鉄労働組合についての発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出中曽根康弘元総理大臣の国鉄労働組合についての発言に関する質問に対する答弁書

1 について

御指摘の「発言」は、内閣総理大臣としてのものではないと承知しており、政府としてお答えすることは差し控えたい。

2 について

御指摘の「事実」は、あくまでも仮定のものと考えられ、そのようなものを前提としてお答えすることは差し控えたい。

平成十八年十月十二日提出
質問 第七二二号

朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する質問主意書

提出者 滝 実

朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する質問主意書

一 米朝核合意枠組みに基づいて日本が約束した支援総額はいくらか。これまでの日本の支出額は毎年度いくらか。政府支出と国際協力銀行拠出について示していたきたい。

二 二〇〇二年一〇月初旬に米国のジェームス・ケリー国務次官補を代表とする北朝鮮訪問団に対し、北朝鮮側はウラン濃縮プログラムを進めていることを認めたうえ米朝核合意枠組みを無効とみなすと言明したと伝えられる事件があり、さらに二〇〇二年一二月ブルトニューム型施設の凍結解除を行い国際原子力機関査察官の国外退去措置をとった。このような情勢は日本政府も当然承知したはずであるから、この時点で朝鮮半島エネルギー開発機構に対する支援を見合わせるべきであったのに、そうしなかったのは何故か。

三 仮に二〇〇二年段階では情勢を見守るとの判断を選択したとしても二〇〇三年八月に第一回六カ国協議が開催され、その直後に北朝鮮は使用済み核燃料棒の再処理完了を表明しているものであるから遅くともこの時点で朝鮮半島エネルギー開発機構に対する支援を凍結すべきであった。そうしなかったのは何故か。

四 朝鮮半島エネルギー開発機構に対する支援の凍結を日本は主張したことがあるのか。

五 北朝鮮は事実関係を積み重ねるたびに、米朝核合意枠組みを破棄していることを表明してきたにも拘わらず、日本は朝鮮半島エネルギー開発機構を支援してきた。北朝鮮に対する一方的な期待が今回の核実験につながったとの批判がある。このような批判をどう考えているのか。右質問する。

内閣衆質一六五第七二号
平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員滝実君提出朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する質問に対する答弁書

1 について

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定(平成十一年条約第七号。以下

各年度の国際協力銀行による貸付けの額、我が国政府による贈与及び任意の拠出の額は、それぞれ次のとおりである。

千九百九十四年度	五百八十万米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
千九百九十五年度	一千九百九十五米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
千九百九十六年度	三百七十三万米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
千九百九十七年度	三百七十三万米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
千九百九十八年度	三百五十万米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
千九百九十九年度	三百五十万米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
二千年度	百十億七千五百万円(我が国政府による任意の拠出の額)
	三百四十万米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
	四億八千六百六十一万一千八百五十円(我が国政府による贈与の額)
	百二十三億六千五百八十万円(国際協力銀行による貸付けの額)
	五百八十九万一千米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
二千一年度	五億五千七百四十四万七千三百三円(我が国政府による贈与の額)

下「KEDO資金供与協定」という。)第一条は、軽水炉プロジェクトの実施のため、一千六百六十五億円の額までの円貨による貸付けが、国際協力銀行により朝鮮半島エネルギー開発機構(以下「KEDO」という。)に対し我が国の関係法令に従って行われることとなる旨規定している。同条の規定に関し、国際協力銀行は、同銀行とKEDOとの間で締結された貸付契約(以下「貸付契約」という。)に基づき、KEDOに対し、約四百七十三億円の貸付けを行っている。

KEDO資金供与協定第三条は、我が国政府は、KEDOに対し、KEDOが貸付契約に基づいて国際協力銀行に支払う利子の総額に相当する額の贈与を行う旨規定している。我が国政府は、同条の規定に基づき、KEDOに対し、約四十二億円の支出を行っている。

朝鮮半島エネルギー開発機構の設立に関する協定(平成七年外務省告示第二百六十三号)第十条(b)は、KEDOの各加盟国は、KEDOに対して任意の拠出を行うことができる旨規定している。我が国政府は、同条の規定を踏まえ、KEDOに対し、約四千二百万米ドルの任意の拠出を行っている。

二千年度

八十二億九千六百七十五万円(国際協力銀行による貸付けの額)
三百萬米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
三億三千八百三十七萬六千六百二十六円(我が国政府による贈与の額)
五十四億九千二百五十三萬八千四百二十三円(国際協力銀行による貸付けの額)

二千三年度

六百萬米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
七億二千二百七十六萬八千四百四円(我が国政府による贈与の額)
七十七億五千八百五十五萬五千五百三十三円(国際協力銀行による貸付けの額)
八十三萬米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)

二千四年度

八億一千五百四十七萬三千三百三十五円(我が国政府による贈与の額)
十八億七千五百五十五萬五千六百四十八円(国際協力銀行による貸付けの額)
二百八十八萬米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
八億二千七百三十三萬一千四百四十四円(我が国政府による贈与の額)

二千五年度

四億八千八百八十九萬四千四百五十四円(国際協力銀行による貸付けの額)
二百八十四萬米ドル(我が国政府による任意の拠出の額)
四億一千五百三十三萬六千五百三十九円(我が国政府による贈与の額)

二千六年度

二から五までについて
二千二年十月、アメリカ合衆国政府は、北朝鮮が濃縮ウランを利用した核兵器プログラムを有していることを認めたことを発表した。これを受け、同年十一月、KEDOは、同年十二月から重油の供給を停止すること等を決定するとともに、軽水炉プロジェクトは依然として国際社会が北朝鮮の核開発を阻止するための現実的な手段であるとの立場に立ち、北朝鮮に対して核兵器プログラムを迅速に除去するよう求め、北朝鮮の対応を見極めることとした。

その後、北朝鮮は同月に黒鉛実験炉等の封印を撤去し、二千三年一月に核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)からの脱退を宣言し、さらに、同年十月に核燃料棒の再処理を完了した旨を宣言する等、北朝鮮の核開発をめぐる状況は悪化した。このような状況の悪化を受け、KEDOは、北朝鮮とKEDOとの間で締結された軽水炉プロジェクトの北朝鮮への供給に関する協定(以下「供給協定」という。)に

従って軽水炉プロジェクトを継続するために必要な条件が満たされなくなつたと判断し、軽水炉プロジェクトを同年十二月から停止することを決定した。それ以降、軽水炉プロジェクトに係る経費が大幅に削減されたため、同年以降の国際協力銀行による毎年の貸付けの額も大幅に削減されることとなった。

その後、北朝鮮は、二千五年二月に核兵器を製造した旨を発表する等、供給協定において定められている義務を依然として履行しなかつた。こうした状況を受け、我が国政府としても、同年七月以降、KEDO理事会の議論の中で軽水炉プロジェクトを終了すべきとの我が国政府の立場を主張してきたところ、本年五月、KEDO理事会は、KEDOは軽水炉プロジェクトを終了するとともに、供給協定に基づき、北朝鮮に対して軽水炉プロジェクトに関連する金銭上の損失の支払を求める旨決定した。

我が国は、KEDOが軽水炉プロジェクトを実施するに当たり、適切な対応を行ってきたと考えている。

また、KEDO軽水炉プロジェクトは今回の北朝鮮の核実験実施表明とは直接関係なく、北朝鮮に対する一方的な期待が今回の核実験実施表明につながつたとの批判は当たらないと考え

る。
平成十八年十月十二日提出
質 問 第 七 三 号
「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

「第三十一吉進丸」の船長がロシア当局による「裁判」を受けるにあつて、外務省職員が船長に助言を行ったか。行つたならば助言の内容はどのようなものか。
二 「第三十一吉進丸」の船長がロシアの「裁判」で言い渡された「判決文」の写しを政府は入手しているか。
三 「第三十一吉進丸」の船長は、ロシアの「裁判」の「判決」に服したと承知するが、かかる行為が北方四島は日本領であるとする我が国の基本的立場に合致すると外務省は認識しているか。

内閣衆質一六五第七三号
平成十八年十月二十日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

「別紙」
衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する再質問に対する答弁書
一 について
外務省として、お尋ねの事実はなかつたと承知している。
二 について
お尋ねの「判決文」の写しについては、政府として入手している。
三 について
「第三十一吉進丸」船長がロシアの「裁判」の「判決」に服したか否かについては、政府として判断する立場にない。政府としては、今回の北方四島周辺水域における日本漁船の銃撃・逮捕事件及びこれに関するロシアによる手続は、我が国の北方領土問題に関する立場から容認し得ないと考えている。

平成十八年十月十二日提出
質 問 第 七 四 号
一九四三年の大東亜宣言に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男
一九四三年の大東亜宣言に関する再質問主意書
意 書
「前回答弁書」(内閣衆質一六五第二〇号)を踏まえ、追加質問する。
一 「前回質問主意書」において、一九四三年十一月に開催された大東亜会議に、「中華民國、汪兆銘、国民政府行政院院長」が参加したと答弁しているが、これは当時の日本政府が汪兆銘国民政府行政院院長を国家元首とする中華民國を正式に国家として承認していたことを意味するものか。
二 政府は汪兆銘国民政府行政院院長を国家元首

とする中華民国が日本の傀儡国家であつたとの認識を有しているか。
右質問する。

内閣衆質一六五第七四号
平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四三年の大東亜宣言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四三年の大東亜宣言に関する再質問に対する答弁書

一について

我が国は、当時、中華民国を正式国名とする国家を承認しており、お尋ねの「会議」に参加した汪兆銘国民政府行政院院長は、中華民国を代表する立場にあつたと認識している。

二について

一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきものと考えており、お尋ねについてはお答えを差し控える。

平成十八年十月十二日提出
質 問 第 七 五 号

「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六五第二三三号)を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、「政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

する考えである。」と答弁しているが、ここでの「北方四島の帰属の問題に関する解決」とは、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島が日本国に帰属することの承認を意味するものか。

二 歯舞群島、色丹島、国後島に対する日本国の主権を承認し、択捉島についてはロシア連邦の主権を認めるという形で平和条約を締結することが可能か。

三 歯舞群島、色丹島、国後島に対する日本国の主権を承認し、択捉島については帰属問題についてロシアと継続して協議するとの内容で平和条約に至らない中間的な条約を締結することが可能か。明確な答弁を求める。

内閣衆質一六五第七五号
平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結する考えである。また、我が国とロシア連邦は、従来から、北方領土問題に関し、両国が共に受け入れられる解決策を見いだすための努力を行うことで一致している。北方領土問題については、我が国とロシア連邦との間で交渉を行っているところであり、北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策について政府としてお答えすることは差し控えた

衆議院会議録第二号(一)中訂正

七ページ二段一四行から一五行の「中山成彬君外五名」を「額賀福志郎君外九名」に訂正する。

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本体 一五円
一〇円